

## 平成28年第4回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成28年6月2日(木曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 行政報告  
日程第 5 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(14名)

1番	鈴木 繁 君	2番	石川 和美 君
3番	佐藤 信親 君	4番	益子 輝夫 君
5番	大森 富夫 君	6番	益子 明美 君
7番	大金 市美 君	8番	岩村 文郎 君
9番	川上 要一 君	10番	阿久津 武之 君
11番	橋本 操 君	12番	石田 彬良 君
13番	小川 洋一 君	14番	塚田 秀知 君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福島 泰夫 君	副町長	岡 由樹夫 君
教育長	小川 浩子 君	会計管理者 兼会計課長	田村 正水 君
総務課長	橋本 民夫 君	企画財政課長	佐藤 美彦 君
税務課長	稲澤 正広 君	住民生活課長	鈴木 真也 君

環境総合推進 室長	鈴木 雄一 君	健康福祉課長	立花 喜久江 君
子育て支援 課長	小川 一好 君	建設課長	穴山 喜一郎 君
農林振興課長	坂尾 一美 君	商工観光課長	板橋 了寿 君
総合窓口課長	薄井 桂子 君	上下水道課長	田代 喜好 君
農業委員会 事務局 会長	大森 新一 君	学校教育課長	薄井 健一 君
生涯学習課長	笹沼 公一 君		

---

**職務のため議場に出席した者の職氏名**

事務局 長	高林 伸栄	書 記	岩村 房行
書 記	長家 佳奈子	書 記	岡 多恵子

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（塚田秀知君） ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回那珂川町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（塚田秀知君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（塚田秀知君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（塚田秀知君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番、小川洋一君及び1番、鈴木繁君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（塚田秀知君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3日までの2日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3日までの2日間とすることに決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（塚田秀知君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、陳情の取り扱いについてご報告いたします。

今期定例会前の所定の日までに議長宛てに提出があり、受理したものは陳情は2件で、お手元に配付した陳情等文書表のとおりであります。

これらの陳情の取り扱いについて議会運営委員会で審議いたしましたが、受理番号1の壬生町の団体から提出されました「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情は総務企画常任委員会に審査を付託することにしました。

次に、受理番号2の町行政区長連絡協議会から提出されました町執行部への反問権の付与に関する陳情は議会改革特別委員会に審査を付託することにしました。

なお、町行政区長連絡協議会から提出されました議員の定数削減に関する陳情については、議会改革特別委員会の調査項目として、町民の信頼に値する倫理性を自覚し、みずから進んでその高潔性の保持に努めるという議員の責務のもと、現在、調査研究をさせておりますので、改めてこの陳情を委員会に付託することなく、議長預かりとして、一般文書として、その写しを全議員に配付することといたしました。

次に、前期定例会から今期定例会までの行事について報告をいたしますが、詳細はお手元に配付した資料のとおりであります。

主なものを申し上げます。

3月24日、小川総合福祉センターすこやか共生館において、那珂川町地域おこし協力隊の活動報告会が開催され、協力隊員4名の活動内容が報告されました。それぞれのテーマを設定し、地域に溶け込んで活動している様子がうかがえました。これからも町の振興のため、

活躍されることを願います。

4月6日から10日間、「春の交通安全県民総ぐるみ運動」が展開されました。議員各位にも朝夕の街頭監視活動等にご協力をいただいたところであります。残念ながら、5月18日は死亡事故が発生してしまいました。ちょっとした油断や不注意から悲惨な交通事故が起きている現状を認識し、ふだんから安全運転の意識高揚に努めていかなければならないと思っております。

5月20日、那珂川町戦没者・消防殉職者合同追悼式が小川総合福祉センターあじさいホールで執り行われました。戦後70年が経過しましたが、尊い犠牲によって築かれた今日の日本の平和と繁栄を永久に守るべく、たゆまず努力することをお誓いしたところであります。

次に、議長へ報告のあった各委員会の開催状況ですが、3月に議会改革特別委員会及び小委員会をそれぞれ1回、議会広報特別委員会を3月から5月にかけて6回、5月6日の臨時会に関係した各常任委員会及び議会運営委員会をそれぞれ開催しております。

最後となりますが、5月6日に開催された臨時会で議会の体制が新しくなりました。今期定例会から新たな体制での議会活動を本格的に開始することとなりますが、町民の皆様の負託に応えるため、さらに自己研さんに努め、明るく、住みよいまちづくりを進めていきたいと考えております。

那珂川町が抱えるさまざまな課題を解決するためには、議会として理想論だけではなく、実現可能で具体的な解決策を提言していくことも必要と考えています。

議会は町民の代表機関であることを常に自覚し、公平、公正及び透明性を重んじ、町民の多様な意見を把握し、諸問題に取り組んでまいります。

また、さらなる議会改革に鋭意取り組んでいく所存でありますので、町民の皆様及び執行部におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上、諸般の報告といたします。

---

## ◎行政報告

○議長（塚田秀知君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆さん、改めましておはようございます。

平成28年第4回定例会にご出席をいただき、ありがとうございます。

東日本大震災の爪跡もようやく薄れつつありました時期に、去る4月14日から16日にかけて、熊本地方で巨大地震が発生いたしました。震災当時の甚大な被害と町民一丸となって復興に取り組んできたことを思い出し、自然災害の脅威を目の当たりにし、有事の際の備えを改めて考えさせられました。

今月には関東地方も梅雨入りし、6月から10月にかけては台風や大雨などに伴う河川の増水や土砂災害と注意が必要なシーズンに入ります。

町民の皆様におかれましては、事前の備えはもちろん、防災情報や気象情報の確認、また、隣近所への呼びかけなど、地域防災コミュニケーションの向上にも努められますよう、お願いいたします。

さて、ことしで14回目を迎えた「花の風まつり」は100近くの団体、個人が参加し、町内70カ所余りの会場において、多彩なイベントが開催されました。町は行革を推進する上での大きな柱の1つに協働のまちづくりを掲げております。協働の最たる事業がこの「花の風まつり」ではないかと思えます。年々参加者や来町者が増加し、にぎわいが大きくなってきていることはまことに喜ばしい限りであります。

ことしは期間中に約3万人の方々にお越しいただき、那珂川町の有する地域資源や観光資源、そして、町民との温かな交流、おもてなしによって、和みの時間をお過ごしいただけたんではないかと思えます。

それでは、3月定例会以降の行政報告を申し上げます。

3月11日から22日までの12日間、青少年海外体験学習派遣事業が実施され、中学生など総勢15名が姉妹都市であるアメリカのホースヘッズ村を訪問しました。生徒たちは現地の小・中学校の授業に参加したり、また、一般家庭にホームステイするなど、アメリカの家庭生活を肌で感じ取り、国際感覚を身につける貴重な研修になったのではないかと考えております。

この経験は、実社会においての人とのコミュニケーション能力の向上、グローバル化社会において、たくましく生きていくための人間形成の基礎づくりとなり、必ずや大きな財産になってくれるものであると確信しております。

なお、6月29日から7月6日には、ホースヘッズ村からの訪問団を受け入れることになっておりますので、町を挙げて歓迎したいと準備を進めているところです。

今後この交流事業が継続できるよう議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

3月16日、荒井 諭那珂川町消防団長が消防長長官功労賞の受賞報告に見えられました。この受賞是那珂川町では初めての受賞であります。荒井様は現在、団長として那珂川町消防団員472名を統率され、団員の教育訓練の強化を図り、また、町民に対する防火思想の普及に努め、災害発生時においては住民の身体、生命及び財産の救護はもとより、被害の拡大防止に万全の体制を迅速にとるなど、町民の安全、安心な生活のために昼夜を問わず、ご尽力をいただいております。長年の災害への防除と消防力の強化に対しての功績が認められたものがあります。

また、浄法寺の増子育男様におかれましては、ことし2月に米寿を迎えられ、旭日単光賞を受賞されました。増子様は元小川町議会議員として、20年余の長きにわたり、地方自治の発展にご尽力いただきました。

また、現在もまほろば太鼓保存会会長として、青少年の健全育成と当町の文化事業の発展にご貢献いただいております。

また、図書館お話しボランティアグループたまごの会が子供たちの情操教育のため、図書館や学校へ出向き、お話しを行うなど、長年の地域社会貢献が認められ、このたび、文部科学大臣賞を受賞され、5月2日その報告に見えられました。受賞されました皆様方には改めて、町民の皆様とともに榮譽を祝し、今後ますますご活躍されますことを期待しております。

3月23日には春の交通安全推進会議が開催され、4月6日から15日までの10日間、春の交通安全運動が展開されました。那珂川署管内における交通事故は8件で、全て物件事故であり、人身事故はゼロでありましたが、残念ながら去る5月18日、高齢者の死亡事故が発生してしまいました。

今後も引き続き関係機関と連携し、交通事故防止のため、交通安全教育の啓発、啓蒙に力を入れてまいります。

3月24日には地域おこし協力隊の報告会を開催し、4名の隊員の日ごろの活動についての報告を行いました。ことしの4月からは新たに2名の隊員が加わり、現在6名の隊員によって、地域性を活かしたさまざまな事業への取り組みをしております。

町民の皆様にも親近感を持っていただけるよう、隊員が地域に溶け込み、また、さらなる地域おこしの一助を担っていただけるよう期待しているところです。

3月28日には、見守りネットワーク推進協議会が開催されました。高齢者や障害者等が住

みなれた地域で安心して暮らせるよう、町はさまざまな見守り事業を実施しておりますが、今年度から新たな見守り事業を始めております。

この事業は在宅のひとり暮らしの高齢者等に対し、QRコードが印刷されたシールを配布し、それを活用することにより、急病、災害、徘徊等の緊急時において、迅速かつ適切な対応を図ることができるようにするものです。

今後はこの事業について、広く住民に周知し、消防署や警察署等関係機関との連携を密にしながら、町全体で高齢者を支え、見守りを行っていくという事業でありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

4月1日、町職員の辞令交付式を行いました。今年度は13名の新規採用職員が入庁し、職員総数211名体制で新年度のスタートを切りました。

また、今年度から子育て支援課を新設し、妊娠、出産から子育てまで切れ目のない支援と平成29年度の認定こども園の設置に向けての事務事業を行ってまいります。

4月6日には那珂川町地域資源情報バンク媒介に関する協定を栃木県宅地建物取引業協会と締結いたしました。この事業は町内に増加している空き家、空き店舗等の利活用と定住促進のための情報発信や地域の活性化を目的とするものです。

4月15日には那珂川町で生産加工販売されている商品で、評価の高いものをブランド認定品にする那珂川町ブランド認定証交付式が行われ、今回は6品目が認定されました。現在、認定品は28店舗、34商品となります。町では認定された商品をブランド冊子に掲載して、積極的に町内外にPRを図ってまいります。

4月下旬から2週間、KEAT2016小砂環境芸術祭が「日本で最も美しい村」に指定されております小砂で開催されました。昨年と一昨年は「KEA小砂環境芸術展」として開催されました。ことしは3年に一度のトリエンナーレとしての開催となりました。

日本で最も美しい村小砂の里山を美術館に見立て、里山とアートの関係性を提示するアートプロジェクトです。小砂の恒例行事である春の陶器市とも相まって、林の中での作品展の鑑賞、また、シンポジウムや地元の女性たちが開いた「お母ちゃんc a f e」なども盛況で大勢の方が小砂の豊かな自然を満喫しておられました。

5月14日から15日にかけて、「ホームステイウィークエンドin那珂川」が開催され、参加された外国人は宿泊先のホストファミリーや地域のボランティアの方々と手植えによる田植えのほか、流しそうめんやタケノコ料理で舌鼓みを打ち、また、地域の子供たちと一緒によさこいを踊るなど異文化交流を図りました。

昨日は那珂川のアユ釣りが解禁となりました。ことしは遡上量が例年になく多いと聞いておりますので、たくさんの太公望においでいただき、楽しんでいただけることを切望しております。

私はこの那珂川を初め、町が誇る豊かな自然と地域資源を最大限に生かし、今年度からスタートした第2次那珂川町総合振興計画の基本テーマである「人・もの・自然が融和し、みんなで手を取り合い、元気を生み出す町の実現」に向けて、議員並びに町民の皆様で元気を生み出すまちづくりを目指してまいります。ご協力をお願いいたします。

終わりに、本定例会には報告事項3件、議案では人事案件のほか那珂川町一般会計補正予算の2議案を提出しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（塚田秀知君） 以上で行政報告を終わります。

---

#### ◎一般質問

○議長（塚田秀知君） 日程第5、一般質問を行います。

---

#### ◇ 大 森 富 夫 君

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君の質問を許可します。

5番。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 改めまして、おはようございます。

一般質問を行います。

大森富夫でございます。

質問通告どおり、3項目につきまして質問を行います。

初めに、2項目めに挙げました地域防災計画について、ここで触れますけれども、熊本地震でお亡くなりになられました方々に衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、全ての被害者の皆さんに心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。被災に遭われ、苦しん

でおられる皆さんにはどうかくじけずに再起を目指し、がんばっていただきたいというふう  
に思います。

1 番目の自治基本条例について、以下の点について伺います。

1 つは町づくり条例につきましては、以前に昨年9月議会におきまして、一般質問に取り  
上げました。町長は町づくり条例の制定はその後の協働のまちづくりということで、その  
役割を担うものであるというふうに必要な性を、答弁をいたしております。

今後町になじむ協働のまちづくりを目指し、地域住民と意見交換を密にしながら、条例の  
制定を含め検討したいというような答弁をしていたわけでありまして、その後、どのような取  
り組みを行ったかという点であります。

5月12日現在、全国では351自治体が自治基本条例をつくり施行しております。つまり、  
それらの自治体では、まちづくりの羅針盤を持ち、町職員を初め、全市民が目的達成の方向  
性を明確にして進んでいるということになります。

一方、自治基本条例のない自治体はそのようなまちづくりの基本的ルールを明確にしない  
まま、ときの置かれた状況や市長の政策等によってまちづくりが行われているということに  
なります。当町もそのような自治体の1つということになるわけです。調査研究等どのよう  
な取り組みをしてきたのか伺うわけでありまして。

2 点目は、当町議会は議会基本条例を制定しておりますけれども、町はまちづくりの基本  
となる自治基本条例を制定していません。先ほども指摘しましたけれども、町長として、さ  
きの一般質問の答弁等も踏まえた上で、事務事業執行責任者として、このまちづくり責任者  
として、いわば町の憲法ともいえる自治基本条例が制定されていないというこの状態につい  
て、どのように考えているか伺うものであります。

3 点目に放射性物質を含む産業廃棄物が搬入されていると言われております。

県が進めている産業廃棄物管理型最終処分場問題に関連にしまして、町長の見解を伺いま  
す。

このような問題等について、つまり、まちづくりにおいて、町民の間に大きな争点となる  
ような問題につきましては、住民の意思を明確にするために自治基本条例に住民投票の仕組  
みを盛り込むことが必至になろうかと思っております。私はそのように考えますけれども、町長は  
どのような見解をお持ちか伺います。

住民投票条例につきましては、独自にこの条例制定のことも一般質問を行なったことも  
ありますけれども、今回、自治基本条例に関連してこの点で伺うものであります。

次に、どのような時期になるかわかりませんが、いずれこの自治体におきましても、自治基本条例はつくることになろうかと思うんです。イギリスには、憲法典としてのイギリス憲法というものはない国でありますけれども、これは有名でありますけれども、ほとんどの国では憲法が制定されております。

自治体においても、やがてはほとんどの自治体が自治推進のための自治基本条例を制定するということになるというふうに私は思います。

町長におきましては、そのことを、これは自治基本条例の制定のことをいうわけですが、現福島町長のもとでやるかどうかと、この決意について町長に伺うものであります。

2点目は地域防災計画であります。

4点伺います。

先ほど触れました熊本地震におきましては、4月17日直後の時点におきましては死者が42人、避難者数が20万人と、住宅破壊されたという棟が2,442棟というような状態にあったわけなんです。ひどい被害を受けたわけでありまして、まずそれから今日に至りまして、つい最近町では2月に町防災会議発行の地域防災計画というものを発表いたしました。資料編を添えてですね、A4版249ページあるこの地域防災計画が出されました。この計画の目的等を記した総論と震災、風水害等災害対策編と原子力対策編に分かれているわけなんです。

さきの熊本地震の災害状況に見られますように、今日、日本列島のどこでもいつでも災害が起こり得る可能性に満ちています。当町でもこれは例外ではないというふうに思います。

天災は忘れたところにやってくると、こういうふうにも言われております。ですから、日常ふだんに災害に対する心構えと備えをおろそかにしないということが非常に大事なことだというふうに思います。

東日本大地震、東京電力福島第一原子力発電所事故、熊本・大分大地震など、直近の災害や大事故などから私は多くの教訓を得ております。このような時期に防災会議発行の地域防災計画は時宜にかなったものというふうにも言えると思います。

そこで、防災に対する認識を新たにすることから以下のような点について伺います。

1つは、まず初めに地域防災会議にもこの冊子発行するまでの開催状況、そして、計画作成経過などのこの概要につきまして伺っておきたいというふうに思います。

また、その内容につきましては非常に事細やかに書かれております。そういう点では、こういったことに詳しいコンサルタント等が関与しているのではないかとこのふうにも思いま

すので、この点もあわせて、どういう状況なのかについて伺っておきたいというふうに思います。

2点目は、地域防災計画の周知方法はどのように検討されているかという点であります。

私はその1つとして、ダイジェスト版を作成しまして、これ余りにも詳しくはいいんですけども、これをつくるには、また大変な経費もかかるかと思えます。

そういう意味からもこの簡略化した住民に身近な防災計画というような形で、ダイジェスト版を発行して地域住民に配布してはどうかという点であります。まず、住民が災害が起きたときに自分は一体どこに避難すればいいのかと、避難場所はどこなのかと、そういったところに導く誘導者は誰になるのかというようなわかりやすいことを、これは大事だというふうに思いますので、この点、どのような検討がなされているかという点であります。

3点目は地域防災計画の中に、産業廃棄物管理型最終処分場については触れられていないというふうに思います。県の計画でありますけれども、当町にあるということが建設が実現になったというときでありますけれども、当町にあると。処分場はないのが一番安全なわけです。私はもう常日ごろからこの処分場問題につきましては、大量の有害な物質、化学物質が運び込まれるということで警鐘を鳴らしているわけでありますけれども、ないのが一番安全なわけでありますけれども、県が住民の反対を無視して建設しようとしている以上、このことが、現実のものとなったときには非常災害、災害が起こるということも想定しなければなりません。そのことについて、この住民の健康と地域の生活、安全なものにしていく、万全なものにしていくということが町の責務だというふうに私は思います。

産業廃棄物の管理型最終処分場について、このあらゆることを想定した防災計画をつくり上げておくことが必要だと思いますので、この点につきましてはどのように検討されているか伺います。

4点目は、先ほど若干触れました避難のことですけれども、いろいろな災害が起きたところで、安全に避難ができた人と避難ができずに災害に巻き込まれ、命を失ったという非常にこの重大な分かれ目になるというときに、この避難訓練ということが非常に重要なことであり、どうしても必要だというふうに考えます。

この点で、どのように具体的な検討がされているのか、この点で4点目を伺っておきます。

さて、大きな3点目ですけれども、スポーツ振興策について伺います。

ことしの夏、8月5日から8月21日までブラジルのリオデジャネイロで、夏季オリンピックが開催されます。7月10日投票予定のこの参議院選挙が終われば、この夏の選挙が終わり

ば、その後はリオデジャネイロオリンピック一色になるのではないかというふうに思っています。そのくらい多くの方がスポーツに関心があるということだというふうに思うんですけども、国や人種に関係なく、何の差別もなく、技術や美しさやスピード、チーム力と得点などを競うことにスポーツマンが真剣に取り組むことに私たちはいろんな面で感動を引き起こさせられているわけでありましてけれども、町としてもこのスポーツの振興のために各種取り組みをしてきましたので、以下の点で見解を伺いたいというふうに思います。

一層町民スポーツの振興によい答弁をもって、寄与できたらというふうに思っておりますので、以下5点を伺っておきたいと思っております。

1つは町はこれまで町民一人一スポーツというスローガンを掲げてきたと思っております。町民スポーツの振興を推進してきましたけれども、これだけ大きいからということではこのスローガン倒れになってはいないかというふうな気がいささかしておりますので、実際に町として具体的にはこの取り組みはどのように進められたのかという点で伺っておきたいと思っております。

2点目は、次にこの各種スポーツクラブへの助成金支給基準についての見直しの必要性についてであります。

この点では全国大会等の出場、個人にしろ、団体にしろ規定があるわけですがけれども、激励金補助金交付、この内規によって支給されていると承知しております。この内規は実態に合わないものがあるというふうに思っています。

例えば、あるスポーツクラブが全国大会出場というこの偉業を勝ち取り出場をするということになった場合、全国大会の会場が北海道とか九州とかという地域になったときに、往復料金が150万円程度かかるというときに、この内規では補助金は30万円が限度とされています。全国大会出場ということはこの町の代表ということにとどまらず、栃木県の代表ということになります。町にとりましては非常に名誉なことなわけでありまして。ここがチームメンバーが旅費のことで頭を悩ますことのないようにするのが町の役目だというふうに私は思うんです。実態に合った内規の見直しをすべきだというふうに思います。この点で検討する考えがあるかどうか、伺うわけでありまして。

3点目に体育施設の利用状況と町民ニーズに合った施設の整備が必要というふうに思いますが、この点どのような検討がなされているのかという点であります。

特に、フットサルやテニスコートの整備についてであります。

テニスコートについては、小口地区にテニスコートがございましたけれども、今は廃止さ

れてしまいました。フットサルについては西体育館の中で練習をしているようでございますけれども、これらの点はそのまま進んでしまうのか、あるいはきちんとしたそれぞれのスポーツに合った町としてのその施設整備というようなことをやっていくのかと、必要に応じて私はそういうことを整備することを求めるわけでありましてけれども、この点を伺うわけでありまして。

次に、このスポーツ界におきましては、町をアピールする絶好の機会というようなことで、いろんなイベントをしているわけですが、当町では「ゆりがねマラソン」というのが1つの大きな催し物だと思うんです。これを一層発展させるためには、この頃はスターの選手を招いているようなことも取り組んできておりますけれども、今後一層発展させるための取り組みについて、伺います。

最後にねりんピックや国体におきましては、栃木大会が今、71回大会だと思うんです。77回が栃木大会ということで、6年後になりますが、こういう大会あるいは今年度の岩手国体におきましての栃木県予選会などにおいて、当町が大きな催し物に取り組むときに1つもこのそれぞれのスポーツ種目の会場誘致に成功していないということが出ています。

そういう大きな大会で、1つを会場誘致できていない現実があります。これは非常にその当町でスポーツができるかできないかということ、それだけにとどまらないものがあるわけです。スポーツ関係だけではなく大勢の方々が当町に来るというそういうことで経済効果、あるいは町の観光、あるいは人的交流などにおきまして雲泥の差が出てくることとなります。何らかの種目会場誘致に成功するように取り組むことが求められると思っておりますけれども、この点どのように検討しているか伺うわけでございます。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 私からは大森議員の1項目、自治基本条例についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、まちづくり条例の取り組みについてですが、今年度策定を予定している第2次協働のまちづくり推進計画の中で協働のまちづくりを理念とした条例制定も踏まえた取り組みを進めることとしております。

次に、2点目。

自治基本条例を制定していないことについてですが、現時点において自治基本条例は制定

されておりましたが、まちづくりにかかわる計画策定時におきまして、その都度要綱等を定め、計画立案時から町民に参画していただき、パブリックコメント制度等により町民の意見を反映してまいりました。

まちづくりの基本理念を示し、基本的なルール等を定める自治基本条例の制定は重要な役割と意味を持っているものと考えておりますので、今後、地域住民と一体となり、協働のまちづくりを考えていく中で検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目、住民投票を盛り込んだ自治基本条例の制定についてですが、今後も引き続き住民から選ばれました町議員の皆様と議会の中で決定してまいりたいと考えておりますので、現在のところ住民投票制度の導入は考えておりません。

次に、4点目。

自治基本条例を制定する決意についてですが、第2次那珂川町総合振興計画なかがわ元気ビジョンにおいては平成32年度までの自治基本条例の制定を目標としておりますが、協働のまちづくりを進める上で住民意識の高揚が大切であると考えております。

今後、町民一人一人の意識を高めるための環境づくりを進めるとともに町民の皆様と一緒に、本町にとって最良の協働のまちづくりには何が必要なのか意見交換し、その中で条例の制定も含めて検討してまいりたいと考えております。

その他の質問については担当課長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 大森議員の2項目、地域防災計画についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目、地域防災会議の開催状況と計画作成の経過についてですが、那珂川町地域防災計画については、議員もご存じのとおり平成20年3月に策定したものであり、国の災害対策基本法の改正及び防災基本計画の修正、また、県の地域防災計画の修正に伴い、現在までに2回の計画修正を行ってきたところです。修正に当たっては県との協議の後、パブリックコメントにより意見聴取を行い、町防災会議において審議をいただき、作成したものであります。

今回の計画修正に関しましては、本年2月19日開催の議会全員協議会において、修正の内容について報告をさせていただいたところであり、修正後の計画については議員の皆様にも全版として配付をさせていただいたところです。

次に、2点目、地域防災計画の周知方法についてですが、ダイジェスト版につきましては

作成をしておりますが、平成25年に防災ハンドブック及び防災マップを全戸に配布させていただいております。当然議員さんのもとにも届いていると思います。

災害に備えての準備、災害時の対応の参考とさせていただきたいと思っております。

なお、計画変更等の中で大幅な変更、住民の皆さんに直接関係あるような変更があった場合には当然、防災ハンドブック、防災マップについても改めて作成をさせていただきたいと考えております。

また、修正後の計画につきましては、議員の皆様へ配付したものと同様のものを4月に開催されました行政区長会議の協議の際に各行政区にも配付をさせていただいております。

次に、3点目、産業廃棄物最終処分場についても、防災計画に盛り込む必要があるのではないかとのことですが、町地域防災計画は町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としております。町及び防災関係機関等がとるべき各種災害にかかわる災害対策の基本的事項を定めるものでございます。

ご質問の県営産業廃棄物最終処分場に関しましては、県がこれから建設していきますので、県の危機管理の中で策定すべきものであり、町防災計画とは乖離するものと考えております。

次に、4点目、避難訓練の実施についてですが、行政報告の冒頭、町長からも申し上げましたとおり、東日本大震災後にも熊本大地震、県内では鬼怒川堤防決壊による水害など災害が発生をしております。

避難訓練の重要性が高まってきていることは認識しております。町におきましてももっとも身近な自主防災組織である行政区を中心に防災計画の啓発及び避難等の訓練を実施させていただきたいと考えております。既に実施している行政区もございます。

また、行政区長会議の際にも各地区において避難訓練等の実施をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹沼公一君） 大森議員の3項目、スポーツ振興策についてのご質問にお答えします。

まず、1点目、町民1人1スポーツの推進についてですが、現在、町体育協会には野球や陸上競技を初め、バレーボール、ソフトボール、卓球など17の専門部と各地域に31の支部があります。それら専門部や支部との連携、協力により各種スポーツ大会を開催し、スポーツ振興を図っているところです。

また、町民の誰もがいつでもどこでもいつまでもスポーツに親しめるようスポーツに関する指導やアドバイスなどを行うスポーツ推進員を委嘱し、県などの研修会に参加いただき生涯スポーツの普及、推進を図っていくところであります。

加えまして、スポーツを通して、住民に沿うもの、交流を深めていただくため、総合型地域スポーツクラブである「まほろばの里スポーツクラブ」と連携を図りながら、グラウンドゴルフやウォーキング、子ども遊び塾などのスポーツ教室を開催しているところです。

次に、2点目、各種スポーツクラブへの助成金支給基準についてですが、現在、関東大会や全国大会に出場する個人団体につきましては一定の基準、限度額30万円を設けて補助金を交付しているところです。この基準につきましては、合併後につくられたものですが、これまでも参加する団体や競技環境の変化に応じ、改正されてきた経緯もあります。

例えば、当初はスポーツ部門のみであったのに対し、文化団体においても関東大会などに出場することから文化団体にも適用するよう改正しました。近年、町内において、次代を担う少年スポーツの団体が関東、全国大会に数多く出場するようになりました。

また、大会の会場も公共交通機関等の発達により、東北地方や九州地方など広範囲になってきております。

これらを踏まえると、補助金等の支給基準やあり方を含めて見直しが必要な時期にきていると考えられることから、今後、各団体のニーズを踏まえながら検討していきたいと考えております。

次に、3点目、体育施設の利用状況と町民ニーズに合った施設の整備についてですが、現在、体育施設として主要施策の成果に記載してあるものは、総合体育館を初め16施設あります。参考に申し上げますと、これら施設の年間延べ利用者数は総計で平成24年度が9万2,090人、平成25年度が7万8,965人、平成26年度が7万8,211人となっております。平成27年度以降につきましては、テニスコートが整備されたことで、利用者数は増加するものと考えております。

また、フットサル用の施設整備についてですが、フットサルの練習には現在、小川体育館や小川南体育館を利用させていただいております。

まだ、ほかの体育館も活用できることから利用状況を確認しながら対応できるものは状況に応じ、対応していきたいと考えております。

次に、4点目。

ゆりがねマラソン発展のための今後の取り組みについてですが、ここ3年間の参加者数は

平成25年度が459名、平成26年度が502名、平成27年度が400名になります。少子・高齢化の影響により参加者が減少してはいるものの、全国のマラソン人口から考えると、種目などの工夫により、まだまだ参加者を獲得できるのではないかと考えております。

近年、各地のマラソン大会ではハーフマラソンなどの種目が導入され、参加者も増加していることから、今後はハーフマラソンなどの導入を検討していきたいと考えております。

新規種目の導入を機会に、ゆりがねマラソンをよりPRしまして、参加者の増加を図りたいと考えております。

最後に、5点目。

国体の会場誘致と今後の取り組みについてですが、陸上競技やサッカー、テニスなど、正式競技である37競技につきましては、平成28年2月までに第4次選定まで終了しまして、馬術とソフトボールを残して競技会場が内定したところです。

本町としましては競技施設の整備状況やスポーツ人口などを勘案しまして、レスリング、卓球、剣道、アーチェリーの4競技を希望しましたが、残念ながら正式競技の会場には内定しませんでした。原因として考えられることは国体の会場地市町村選定基準というものがありまして、その中に市町村の開催希望と競技団体、例えば、アーチェリー協会とか卓球連盟などの競技団体の開催意向が原則として合致していることの基準項目があることから、本町の開催希望と実施競技団体の開催意向が合わなかったものと考えられます。

今後の取り組みになりますが、去る4月8日、公開競技の開催会場地選定のための意向調査がありました。公開競技は綱引き、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンドゴルフ、武術太極拳の5つの競技でこれらの競技を希望したところです。今後、中央競技団体へ競技の開催に向けて本町の情報を発信していきたいと考えております。

また、ねりんピック、これにつきましては健康福祉課が主管課であります。開催地選定は競技施設、規模、宿泊施設、交通の利便性等を考慮しまして、また、各競技団体の意見を参考に調整しまして、適否を決定したということです。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） おおむね回答いただいたわけでありませけれども、自治基本条例につきまして、まず再質問いたします。

町としての、いわば憲法と言われる自治基本条例というのは、ぜひとも制定していかなくちゃならないというふうに思います。

その中におきましても、住民投票というような項目につきましては、どうも今、それ独自の質問におきましても回答は非常に及び腰だというふうに私は強く感じているわけです。なぜ、住民投票について及び腰になるのかというふうに、この感じるのは、特に、産業廃棄物や庁舎建設というようなことも含めまして、町民の間に意見が分かれるようなそういうものについて、明確に是非を判断していくということを避けるという、そういう気持ちというのがあるのではないかというふうに私は思ってきたわけです。

そういうことも含めまして、いずれにしても町としてのまちづくりのためのいわば憲法と言われる自治基本条例というものはいずれにしても、遅かれ早かれ決めていかなくちゃならないんじゃないかと思うんですけれども、先ほど、私、町長の答弁の中では、平成32年までというような年数が出てきたので、平成32年までに町長としての考えとしては、定めていくことができるのかなというようにそういうふうに受けとめたわけでありましてけれども、その間には町長の任期切れというものも挟まれますので、この点では、準備等もあるということとを鑑みると、そういうことになるのかなという気はいたしますけれども、その点改めて町長からその平成32年という点、改めて伺っておきたいと思えます。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 平成32年までという答弁であります。当然、その間に私の任期切れという事態がまいります。ただし、任期切れ、1年半後、来年の秋ですから1年半、それまで拙速に制定するわけにはいかない、このように考えております。住民の方々と本当に話し合いをいたして、本当にいいものをつくってまいりたい、そのためには住民の意識の高揚、これが大事でありますので、そちらのほうで住民の方々とお話をしてまいりたい、このように考えております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

[5番 大森富夫君登壇]

○5番（大森富夫君） その点では、確認したわけでありましてけれども、そうしますと、町長の決意というものはそういう点で表れたのではないかと思います。

ぜひともそういう点ではその普遍性のある、誰が首長になったとしてもまちづくりはそういうその理念を持って取り組むんだということが出来るわけですから、ぜひともそういうふうに取り組んでいただきたいと。

取り組み方については、さらに伺っておきたいと思うんですけれども、職員研修と、制定スケジュール、間にはその町長選挙が入りますけれども、そういうものも踏まえて制定の

スケジュール、条例のための制定のための検討チームとか、そういう準備というものが必要かと思えますけれども、町長はその準備についてはどういう取り組みをしていくかという点で伺っておきたいと思えます。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 先ほどもお答えしましたとおり、今年度策定を予定しております第2次協働のまちづくり推進計画の中で協働のまちづくりを理念とした条例制定も踏まえた取り組みを進めるとお答えしましたとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 全町民の知恵を生かした、もっとも自然の豊かなこういう町でありますから、ぜひとも、その一番、地域に根差した方々がどういうふうにかこのまちづくりを、住みよいまちづくりを進めていくかという一番承知しているわけですから、ぜひとも、そういう点では協働のまちづくりという言葉を持って町民の皆さんの知恵をぜひとも生かして、よりよい自治基本条例の制定を目指して取り組んでいただきたいというふうに思います。

2点目の地域防災計画について、伺います。

先ほど、総務課長から大まかに、質問につきましては、答弁を得たわけでありまして。この修正ということで答弁がありましたけれども、この点では早くも修正といいますか、新たな計画をしなくてはならないということも出てきているんじゃないかという点で、1つ下野新聞の那珂川の洪水のことで新たな見直しということで、国交省新たな洪水浸水想定区域というこの大きな見出しで出ていました。新聞記事から修正といいますか、この防災計画に当たって見直す必要性というものは既に出ているかと思うんですけれども、最新のニュースでありますから、この那珂川水系におきましての浸水想定区域、見直しですね、1.3倍になるといふ点で、当町の一部地域も含まれるというようなことが報道されてきています。既にそういう点では、この防災計画がこういったものに合わせたものにしていくことになるかと思えますけれども、この点では町としてはどういうふうに見直すかという点を伺います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 先日、国交省が発表した浸水区域の計画については、町にもその説明がございました。そういう浸水区域が想定されるという説明だけで、詳細についてはまだ説明がなされていないところでございます。

当然、前に議会全員協議会でもお話ししたと思うんですが、防災計画というものは、大も

とに国の計画がありまして、その下に県の計画がございます。それに追随する計画として町の防災計画があるわけです。当然、町だけの見直しではなく、先ほどの国交省の関係もありますから、国の見直し、県の見直し、そして町の見直しという形になってこようかと思っております。

今回見直した部分に関しましては、昨年の夏の鬼怒川の洪水による氾濫に関しては、まだ定めがされておられませんので、この氾濫に関する防災計画とあわせて今回、国交省で発表した浸水想定区域についても盛り込まれてくるのではないかなと思っております。当然そのような形で計画が町にもおりてくれば、町の計画についても見直し等をするという形になりますし、防災マップに関しても、今の現在の浸水区域の想定ではなくなってくるので、当然防災マップについてもつくり変える、町民の皆様にも改めて配布してお知らせをする、そのような形になってくるかと思っております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） その防災計画につきましては、国・県、追随する形で町がつくるんだという答弁でありますけれども、そうはいつでも、この地域に住む町民にとりましては一番身近な町との関係で、本当にその防災になるような計画を持っていてもらわなければならないということを常々思っているわけですから、敏速な形で防災計画を練り直すといえますか、実態に合った防災計画を示していただきたいというふうに思います。

2点目に、その防災訓練について伺うんでありますけれども、防災訓練の主導性ですね、町が主導するのか、あるいは行政区任せというふうにしてしまうのか、これもまた大きな違いが出てくるかと思っておりますけれども、町の主導性としてはこの防災訓練についてはどんなふうな考えを持っているか伺っておきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 町全体、これは広域、地区を含めての防災訓練というのは今年度は実施いたしませんけれども、南那須地区の総合防災訓練という形で那須烏山市と共同でやっております。それより細かいという形になるのが、各行政区単位の防災訓練に当たろうかと思っております。当然、この防災訓練をするに当たりましては、各行政区のご理解、ご協力が必要であり、毎年、区長会の際にもお願いをしているところです。

幸い、昨年までには2つの行政区、本年度におきましても2つの行政区について実施相談

をいただいておりますところをごさいまして、町といたしましても行政区で実施されます防災訓練につきましては十分行政区と相談をしながら、防災訓練が確実に実施できるように協力をしてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 防災訓練につきましては、これまでの災害が起きたときに、やった町とやっていない町、あるいはその地域でやった地域とやっていない地域、その被害状況というのは本当に雲泥の差があるんですね。あるいは、用地をなくしたところと用地が助かったところという、防災訓練をやったところとやっていないところではそういう大きな違いになってきている。津波に遭ってもそういう点で、ある程度の訓練があったところとやっていないところとでは、津波に巻き込まれたところとをしていたところと大きな差が出ているところがニュースとして出てきているわけですね。この当町では災害については、余り大きなものに遭っていないということから油断大敵というのがあろうかというふうに思いますので、町の主導性というのは非常にここでは大事だというふうに思います。

この災害の訓練につきましては、非常にそのいろいろなこの防災訓練の項目が出ているわけですね。一番身近な庁内におきましては、この職員間の防災訓練というのがありますけれども、そういうところから、一番この訓練をなれるというのはおかしいような感じもしますけれども、職員が防災に対する心構え、これはしっかりしていれば、町民にその伝わってくるわけですが、庁内におきましてはどのようなふうになっているのでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 職員に関しましても各課、局でそれぞれ災害時の分担が定まっております。それをきちんと実施していただくという面では、もう一度職員にも周知をして、改めて認識をしていただくということも必要かと考えております。

ただ、職員の中では災害が起きたときには、自分の役割は何かというのは自覚をいただいていると思っております。再度、その確認をさせたいと思っております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） 次から次にその天災、自然災害ということと、人災、その関係する部

署でもって不始末などがあり、大災害というようなことが次から次に起きてくるということなので、今回、災害問題を取り上げました。

ふだんから防災意識強めていただきたい。それは町職員が先頭になって住民の安全、これを取り組んでいただきたいというふうに再度強調しておきたいと思います。

スポーツ振興策についての点で伺います。

馬頭中学校体育館は、公式競技が可能なようにするための改修だということが1つの改修理由に挙げられておりました。私はスポーツの問題で会場誘致、大きな大会が行われるたびに、全県でそれぞれの自治体が会場誘致に成功しているのに、当町は成功していないということの問題にしましたけれども、馬頭中学校は公式競技をできるようにするために先ほどの改修理由の1つということでありましたけれども、この馬頭中学校はそういう公式競技ができる改修がされたわけでありますけれども、ねりんピックやあるいは国体の予備選というようなそういう、栃木国体あるいは各地の国体における栃木予備選の会場、こういう点では、この馬頭中学校体育館というのは、これはそういうのが開催される誘致施設になるのかどうか、また、そういう取り組みをしたのかどうかと、これはどういうふうになっていますか。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） 馬頭中学校の体育館については、当然、これ小・中学校全てそうなんですけれども、学校教育の施設ということで学校教育法の中の位置づけという形になりますので、一般の社会人の方、そういった方が使うルールと若干違ってくると思っております。そういった意味においては今、議員さんが言われた国体関係とかそういったことで、仕様のには種目とかそういうものにもよるんでしょうけれども、一応現段階でお答えできるのは、そういったその学校教育法の形での仕様ということで考えておりますので、ねりんピックの種目によるんでしょうけれども、当然できないものも出てくるのかなと思っております。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

[5番 大森富夫君登壇]

○5番（大森富夫君） 当然、そういう答えになろうかと思うんですけれども、町の体育館では、この前、レスリングの関東ブロックくらいの町の体育館の使用ということで、指導者がそういう種目をレスリングやっているということで会場に設定されたというふうにですね、本当にその新潟だとか長野のだとか、そういう車のナンバーがあったような、要するに遠くからかなりの人が来ていたという、会場1つ設定するだけでこの町を訪れる方というのは非

常に違うわけですね。

私は例えば、ねんりんピックとか国体とか国体の予備選とかということを取り上げたわけですが、今回それらの点で1つも誘致できないということについて、幾ら何でも1つも何の誘致もできない町であっていいのかというのを言いたいわけなので、改めてそういう大きな大会があれば何らかの種目の会場誘致、これをしっかりとやるべきではないかと思えますので、この会場誘致できるような取り組み、改めてどういうふうにしていくか伺っておきたいと思えます。

○議長（塚田秀知君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹沼公一君） 国体等の会場誘致につきましては、先ほどの答弁の中にありましたが、本町としまして希望を出したとしましても、競技団体の意向を、先ほど言いましたように、例えば、アーチェリー協会であればアーチェリー協会のほうが那珂川町のほうを会場として実施したいよと、そういった希望があって初めて現地視察に行きまして、そこで会場が決まるというような形になります。

国体で言いますと、先ほど申しましたように、馬術とソフトボールだけの会場になってしまいます。その後、何を希望するかというと、公開競技ということで、綱引きとかゲートボール、パワーリフティング、グラウンドゴルフ、武術太極拳というような形になります。これにしましても、実施競技団体のほうが、はっきり言ってしまいますと、那珂川町でやりたいよというような形にならないと、まずは会場の視察に来ていただけないというような形になりますので、これに関しましては、町としましても、例えば綱引きでありますと、総合体育館等ありますので、そこを中央競技団体のほうに那珂川町のほうの総合体育館で十分綱引き等ができるスペースがあるよというような形でPRを進めていきたいと思っています。

県のほうの国体の開催基準の中で、必ず各市町村、最低でも1種目は実施するという事になっておりますので、何とか最終的には種目を実施するような形で進めていきたいと思っています。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

〔5番 大森富夫君登壇〕

○5番（大森富夫君） ぜひ各種のスポーツ、那珂川町でぜひやりたいなという、そういうまちづくりを、施設整備も含めまして整備のほうを取り組んでいただきたいというふうに思います。

今回、自治基本条例と地域防災計画と、そして、スポーツ振興策について3点取り上げて、

町長初め町の執行部の取り組みを伺いました。よりよいまちづくり、一番、自治基本条例につきましては、町長の強い決意をもって実現できますように、その取り組みをご祈念申し上げます。私の一般質問を終わります。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

---

◇ 益子明美君

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さんの質問を許可します。

6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 6番、益子明美です。

通告書に基づき、一般質問を行います。町執行部の建設的な答弁を求めます。

まず、初めに4月に起きました熊本地方大震災により被災されました多くの方々に心よりお見舞いを申し上げます。

昨日、熊本城が再びライトアップされました。「熊本城を照らすともしびがあすへの光となることを願っている」という熊本市長の言葉がありましたが、私も震災からの一日も早い復興を願っております。

では、質問に移ります。

まず初めに、子ども・子育て支援事業と子育て世代包括支援センターの設置について伺います。

平成27年度から新たな子ども・子育て支援制度が始まりました。国は全ての子育て家庭を

支援する仕組みとして、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センターの整備を図り、平成32年度までに全国に展開を目指すとしています。

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が実施する事業として、13事業があるように認識しておりますが、まず、教育保育施設や子育て支援事業等の利用について、情報を収集し、利用相談、助言、関係機関との連携調整を実施する利用者支援事業はいつから実施する考えかお伺いいたします。

その他の地域子ども・子育て支援事業としては、延長保育事業、保護者の世帯所得に応じて必要な物品を購入するなどの実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体の法制度参入を促進するための事業、放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児病後児保育事業、ファミリーサポートセンターなどの子育て延長活動支援事業、妊婦健康診査の助成事業などがありますが、これらについて、那珂川町の現状をお伺いいたします。

妊娠から就学まで切れ目なく支援するワンストップで総合的な相談支援ができるよう、子育て世代包括支援センターは早期に設置すべきと考えておりますが、町はどのように考えるかお伺いいたします。

厚生労働省が推進している妊娠出産包括支援事業日本版ネウボラはフィンランドがモデルになっています。フィンランドでは育児パッケージという母親手当で現物給付制度があり、その中身はベビーケアアイテム、ベビー服や親のためのアイテムなどで育児パッケージは生まれてくる子供全員への社会からの分け隔てない祝福と歓迎のシンボルとされております。この母親手当現物給付制度を町で取り入れたらどうか、お伺いいたします。

2項目目として、小規模特認校制度の導入について伺います。

馬頭西小の統合については、当初の計画よりおこなわれているようですが、統合についての話し合いはどのように行われ、町は地域住民の方々や保護者の方々の考えをどのように捉えているか、お伺いいたします。

町は小・中学校の統廃合問題については主に複式学級であることや部活動、学校行事でのデメリット面を挙げ、統合だけを考えてきたように思います。

しかし、小規模校には少人数のよさを最大限生かした特色ある教育活動ができることなどのメリットもあります。個に応じたきめ細やかな指導ができることはその最たるものと感じております。

町も地域の特性を活かした小規模特認校制度の導入を取り入れるなど、新しい考え方を模索する考えはないかをお伺いいたします。

馬頭西小は日本で最も美しい村連合に加盟している小砂地区に位置しています。地域独自の特性と魅力を活かした教育ができる可能性があると考えます。馬頭西小小規模特認校へ移行するなど、地域と考え方を研究していくべきではないかと考えますが、町の考え方をお伺いいたします。

3項目目、公共施設の管理運営基本計画の策定について、伺います。

5月30日の下野新聞にも載っておりましたが、宇都宮市でも公共施設の老朽化や少子・高齢化、今後の人口減少社会に対応するため、公共施設の規模適正化や機能見直しなどを推進する市公共施設等総合管理計画を策定しております。長寿命化や統廃合で維持更新費を抑制するほか、施設の拠点集約、類似施設の統合や複合化などで有効活用を図るとしています。

町も新庁舎建設により旧庁舎をどうするのかという問題を初め、公共施設の統廃合、改修、長寿命化はいかにするかという問題があります。総合的、計画的な管理運営基本計画をすべきであると考えますが、町の考え方をお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（塚田秀知君） 答弁願います。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 私からは益子議員の3項目、公共施設の管理運営基本計画の策定についてのご質問にお答えいたします。

公共施設等の老朽化対策は今日の国内における大きな課題となっているところです。当町においては、厳しい財政状況や人口減少が続く中で、今後、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。こういった状況を踏まえて、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要と考えます。

また、現在策定をしております第3次行財政改革推進計画の中にも位置づける予定をしております。

公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは地域社会の実情に合ったまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、地域活性化に資するものであると考えております。

このようなことから町では昨年度から公共施設を含めた町有施設の固定資産台帳の整備に着手し、今年度は公共施設等の総合管理計画を策定することとしており、今後の公共施設管理の指針としたいと考えております。

なお、計画策定に当たってはアンケートやパブリックコメント等を通じて、町民の皆様からもご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

その他の質問については、教育長並びに担当課長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚田秀知君） 答弁願います。

教育長。

〔教育長 小川浩子君登壇〕

○教育長（小川浩子君） 益子議員の2項目め、小規模特認校制度の導入についてのご質問にお答えします。

現在、馬頭西小学校の統合については複式学級の開始を目的として、平成26年度に定めた馬頭西小学校における統合方針により推進しているところです。

その内容として、第1に、児童数や学級数の状況から馬頭西小の統合はやむを得ない。第2に、統合小学校は現在の馬頭小が適当である。第3に、統合に当たって、児童や保護者の融和を図るため、学校間相互交流や統合準備委員会を設置する。第4に統合時期は平成28年4月を目標とすることとなっております。

なお、この統合方針については、平成26年8月の議会全員協議会で説明をし、議員の皆様方にはご理解をいただいているものと認識しております。

それでは、まず1点目、馬頭西小学校の統合に関する説明会の経過についてですが、平成26年度は未就学児保護者並びに児童の保護者対象の説明会を2回、小口、小砂行政区の説明会をそれぞれ1回開催しております。

また、平成27年度には前年度の説明会の後、馬頭西小学校PTAより現段階においては話し合いが不十分であるため、引き続き話し合いに取り組むことを要望するとの要望書が町に提出されたのを踏まえ、昨年9月に未就学児保護者、在校生保護者を対象に説明会を開催したところです。

昨年度の説明会においては統合に際しての馬頭西小学校PTAの具体的な要望を踏まえ、いじめ対策や学習指導等不安と考えている個別案件についてお答えしてきましたが、統合に対して十分にご理解はいただいているものと受けとめております。

2点目、3点目の小規模特認校制度の導入の考えについてですが、小規模特認校は学区内から保護者が希望すれば、児童、生徒を通わせられる制度であり、文部科学省が認めている学校選択制度の1つで、外国語活動の充実や自然環境を生かした体験活動など教育の特色として、実施に当たっては市町村教育委員会が小規模特認校制度に関して定める必要があります。

小規模特認校は学区の定めがないことから、町内の他学区の児童が入学することとなり、ときとして、他の学校の学級編成に大きな影響を与えることとなります。県内既存の小規模特認校を実施している市町の状況を見ますと、この制度の運用のためには複数学級の定員数が30名を超える多くの大規模校と小規模校特認校が共存する環境にあります。那珂川町においては複数学級の定員数が20人程度では学校数、児童数とも少なく、この制度を導入する環境にはないと考えております。

また、馬頭小学校においても十分に地域の特性を活かした魅力ある教育ができ、より多くの人数の中で子供同士の学び合いや多くの教師からの学びの中で、人間形成や社会性、つまり、自立性を育むことができると考えておりますので、小規模特認校制度の導入は考えておりません。

馬頭西小学校の統合については、保護者や地域の皆様から統合に向けてのさまざまなご意見、ご要望をいただいているところでありますが、馬頭小への統合を推進するという方針には変わりありません。

今年度も引き続き、少しでも統合の不安等を解消しながら、統合に向けて理解が得られるよう丁寧に説明してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） 益子議員の1項目、子ども・子育て支援事業と子育て世代包括支援センターの設置について、ご質問にお答えいたします。

まず、1点目、利用者支援事業の実施時期についてですが、この事業は議員ご指摘のとおり、平成24年に成立いたしました子ども・子育て支援法の第59条に規定された市町村が行う地域子ども・子育て支援事業の中の1つで、内容は子供及びその保護者の身近な場所で、教育、保育、保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談、助言等を行うとともに関係機関との連絡調整等を実施するというものであります。

この事業の内容につきましては、従来より健康福祉課の子育て支援担当、母子保健担当及び子育て支援センターにおいて実施しているところでありますので、新たに事業を開始する

というのではなく、今年度新設いたしました子育て支援課において、継続して実施していくことになっております。

なお、子育て支援センターにおいて、町子ども・子育て支援プランに基づき、本事業とあわせて、地域の子育て家庭への支援を行うため、地域子ども・子育て支援事業の中の1つである地域子育て支援拠点事業を一体的に実施しているところであります。

次に、2点目。

地域子ども・子育て支援事業の状況についてであります。子ども・子育て支援法に掲げられている地域子ども・子育て支援事業で、利用者支援事業以外の12事業における那珂川町の現状ですが、まず、子育て短期支援事業については、本年度、さくら市の児童養護施設と委託契約を締結し、事業を開始いたしました。

次に、幼児保育事業については、昨年度、南那須地区広域行政事務組合に対し、那須烏山市と連名で、那須南病院での開設を要望し、今年度施設整備を行うことが決定しております。

施設整備が完了次第、実施主体である那須烏山市と広域委託契約を締結し、今年度中には事業を開始できる見込みであります。

なお、今後につきましては利用状況を見ながら、八溝山周辺地域定住自立圏の取り組みの一環として、大田原市にも開設を要望していきたいと考えております。

このほかの地域子ども・子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援事業、子育て援助活動支援事業、一時預かり事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業については、先ほど利用者支援事業と同様に従来より実施してきておりますので、今後も継続して実施していきたいと考えております。

なお、現在のところ、該当する児童や施設、事業者がないため、実費徴収に係る補助給付を行う事業及び多様な事業者の参入促進、能力活用事業は実施しておりません。

次に、3点目。

子育て世帯包括支援センターの設置についてですが、センターでは妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対して総合的に相談、支援を提供するワンストップ拠点で、国では平成27年度中に150カ所を整備し、おおむね5年後までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指しています。町でも今年度より今まで各担当部署で実施していた妊娠、出産、子育ての支援を一体的に切れ目なく提供することを目的に、子育て支援課を設置するとともに、新しい取り組みとして、フィンランドのネウボラを参考に、支援の入り口となる母子健康手帳の交付時に担当保健師が面接を行い、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、対

象に応じたきめ細かな相談、支援を継続的に実施するかかりつけ保健師事業を開始しましたので、実質的な体制は整いつつあります。

今後は支援の仕組みの確立や医療機関などの関係機関との連携システムの構築などの検討を重ね、町の組織機構改革に合わせて、子育て支援課内にセンターを設置する方向で準備を進めていきたいと考えております。

次に、4点目、育児パッケージの実施についてですが、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実現するために参考としているフィンランドのネウボラでは赤ちゃんを社会全体で祝福歓迎するというシンボルとして、出産に際し、母親手当としての現金、または育児パッケージのどちらかが支給されており、それを受けるためには妊婦健診の受診が必要で、健診受診の動議づけとしても効果を考えております。

育児パッケージの中身はベビー服や哺乳瓶、ブラシや爪切り、おむつ、絵本、おもちゃなどのベビー用品や親が使用するアイテムなどで中身は価格や用途、さらに両親からの要望なども取り入れながら、少しずつ改良されていると聞いております。

国内でも厚生労働省のモデル事業として、千葉県浦安市や京都府京都市など各地で先進的な取り組みが行われており、町としても今年度より開始したかかりつけ保健師事業において実施する母子健康手帳交付時の面接の際に、妊娠、出産、子育てを支援し、親子の愛着を形成するアイテムとして何が必要か、意見を伺うなど今後導入に向けての調査研究を行なっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、子ども・子育て支援事業と子育て世代包括支援センターの設置についてお伺いいたしました。ほとんどの子ども・子育て支援事業が今年度をもって、短期支援事業はさくら市の児童養護施設に、病後児保育事業は那須南病院で開設されるということで、ほぼ出そろったところの回答をいただきました。今の世代、こういった子育て支援事業が充実したところに若い人が移り住むということがありますので、ほかの地域に遅れをとらないような形で充実していただければと思ってお伺いしているんですが、今年度、妊娠して母子手帳を交付する際に全ての妊婦の方と保健師が面接する事業が始まったということですが、具体的にその中でどのような聞き取りを行っているのか、お伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） 今年度4月から始まりまして、4月は1件であります。5月になりまして、多くなりまして現在6件だと記憶しておりますが、予約が出てきておりまして、実際に日々実施をしているところであります。

内容につきましては、妊娠したときの体調、あるいは家庭環境、それから今後、妊娠が進んでいって、出産等に至るための疑問、あるいは不安、家庭状況、そういうものを総合的に一つ一つ対応しながらお聞きしているというような状況で、必要に応じてアドバイスをおくるというような状況にあります。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

[6番 益子明美君登壇]

○6番（益子明美君） 本人と夫の健康問題や経済的な問題というのはね、とても今大変大きなウエイトを占めているというところがありますので、妊娠のときにその母子保健手帳をもらったときに、そういった全体的な今後の姿勢について聞き取りを行うということは重要なことなので、ここの部分をしっかりと連携強化してやっていただいていると思いますので、さらに充実していただきたいと思います。

それから細かい事業の内容の中で妊婦健康診査の助成事業があると思うんですけども、現在、那珂川町は何回助成しているのでしょうか。具体的金額がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 答弁願います。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） 那珂川町では受診券という形で14回分、9万5,000円の助成を行っております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 益子明美さん。

[6番 益子明美君登壇]

○6番（益子明美君） ほとんどの自治体が14回というところだと思いますので、那珂川町もそれに見合った回数を行われているということが確認できたので、その辺も続けていただければと思います。

この子ども・子育て支援事業については、先ほどニーズがないものとして、保護者の世帯

所得に応じて、必要な物品購入などの実費徴収にかかわる補足給付事業や多様な主体の制度を参入促進するための事業は実施していないということでありましたが、本当に世帯所得が困窮している今、子供の貧困問題などもありますけれども、保護者となる親の世帯がそういったところに該当するという人が本当にいないのかどうかというのは、ちょっと不思議なんですけれども、その辺はどのように具体的に事情を把握しているかをお伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） この実費徴収に係る補助給付であります。これにつきましては、保育園につきましては、保育料で全額賄うという形になってきておりますので、主に幼稚園という形になりますが、幼稚園の場合ですと、保育料以外に必要な絵本代、あるいは給食費等、別個に徴収するのか、その部分が実費徴収として必要な部分を徴収するという形の制度でありまして、保育料そのものにつきましては、町のほうで決めているものという形になっております。

現実的には、生活保護世帯等のものになりますが、現在先ほど申し上げましたように、それに該当する方というのはいらっしゃらないという形でありますので、その分につきましては、該当があれば当然その部分の実費徴収、保育とは別に徴収する部分につきましては助成というのは考えていきたいというふうに思っております。

○議長（塚田秀知君） 益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） その点に関しては了解いたしました。

それから、その多様な主体の法制度を促進するための事業の中で、特別な支援を要する子供を受け入れるための職員加配促進などが挙げられていますが、幼稚園、保育園などに行なってこういったきちんとした職員の加配措置というのはされているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） これにつきましては、基本的に私立の部分にのるものでございまして、ただいまのご質問にある町立の場合ですと、その分につきましては、そのクラスの実情、受け入れの子供の実情に応じて加配をしているところでございます。

○議長（塚田秀知君） 益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 地域子ども・子育て支援事業そのものは、町としてしっかりやっ

ただいているという回答をいただきましたので、その点については了解いたしました。

それから、子育て世代支援包括支援センター、入り口となるかかりつけ保健師事業というのはもう今年度から始まったということで、一つ前進していると思うんですが、今後は子育て支援課ができて、新しい新庁舎ができますので、その中にそういった部分のセンター機能を取り入れるということではありますが、最初はそういった建物的なものというのはそんなに必要ないのかなというふうに思うんですが、そこを入り口として、さらにそこに相談に来た母子、または保護者がゆっくりと相談だけではなく、過ごしていけるようなそういった機能を持たせるためにも、支援センター的な建物というのはいずれは必要になってくるのではないかなというふうに思いますが、その辺の考え方は町としてはどのように考えていますか、お伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小川一好君） この子育て世代包括支援センターであります。当然ハードの整備という部分もありますが、やはりその機能的なものがやはり中心になってくると。今までは届け出は本町の、今でありますと、子育て支援課、それから実際の相談、その他につきましては健康管理センター、当然行なっているわけではありますが、やはりこのセンター機能の中で一番大事なのはワンストップという形がありますので、その部分に関しましては先ほどお答えしましたように、新しい庁舎の中で届け出も相談も一つでできる、ことしから始まりましたかかりつけ保健師制度についても、保健師も子育て支援課の中に配置しておりますので、届け出、それから相談、もちろん新しい庁舎におきましては、その個別相談できるような個室も確保しておりますので、そういうところでその相談もできるという形の中でのワンストップ機能ができるという形になっております。

また、今、議員ご指摘のリラックスできるようなスペースまではさすがに確保できておりませんが、周辺の今後、再編を検討しています馬頭の福祉センター等にもそういうふうな機能を持たせまして、近くのところ、ゆっくりもできるようなものを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（塚田秀知君） 益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） とりあえずは入り口として、そういった窓口機能を設置していくということで、さらにはリラックスできるような形で気軽に相談を受けられるような形に行く行くは持っていけるような形をこれから、いろいろ施設の統廃合で空き施設もあるかと思いま

すので、そういったものを活用していただいて、そういった機能を持たせるということも十分できると思いますので、その辺はよく考えて進めていただきたいと思います。

それから、育児パッケージということで提案させていただいておりますが、そのモデル事業として、全国150市町でされておりますが、なかなかまだ、この育児パッケージというまで取り入れてやっている自治体というのは少ないと思うんですね。那珂川町は特に出産祝い金等を出しておりませんので、こういった形の新しい、本当に保護者、親子が必要としている、そして新しく生まれてくる命に祝福と歓迎のシンボルとなるような育児パッケージを検討していただきたいと思います。先進事例も踏まえて、調査検討していただくというご回答を得ていますので、教育民生常任委員会としても先進地視察などを取り入れて、一緒に考えていきたいと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、その子ども・子育て支援事業関係は質問を終わらせていただきます。

続きまして、小規模特認校制度の導入について、お伺ひいたします。

教育長の答弁で、26年8月の議会全員協議会でのこの統合方針の理解をもらっているというふうに述べられました。確かにそのとおりなんですよ。

私も正直なところ、この小規模特認校制度というものがつい最近までわからなかった。ちょっと本当に勉強不足だなという部分もあるんですが、ある保護者の方からこういった小規模特認校制度があるんだけど、町ではどうして制度の導入を検討してくれないのかというお話をいただいて、調査に那須塩原市に伺ったんですね。ある教育委員会の方にもお話を伺いましたが、この統廃合を考えると、そういった小規模特認校制度についての話というのは出なかったのかということを知りましたら、そういったものは一切出なかったと、町は本当に小規模校の複式学級のデメリットという部分を特に重視して、そういったデメリットではないメリットの部分というのを評価していくような考え方の調査というのをこななかったという経緯があると思います。

今、実際に西小の保護者、地域の住民の方々の中からはやっぱりこういった方針に対して、疑問の声だったり、いろんな声が上がっているわけですよ。それは教育長もご存じだと思うんですけども、理解を得られていないということがありますので。ただ、方針は変えないと。理解が得られていないのに方針は変えないとなると、やはり行政からの押しつけというふうにはしか捉えられないというところがすごくあるんですよ。

先ほど、町長が協働のまちづくり推進というのを掲げて、地域と一体となって、まちづくりをしていきたいというふうにおっしゃっていましたが、これこそ本当に協働のまち

づくりに本当に寄与するものであるのかなというふうに思います。

まだまだ、この小規模特認校の制度については、私も含め地域の住民の方、そして、教育委員会の皆さん、行政の皆さんもよくわかっていないのではないかというふうに思います。というのは、全然調査もしていないし、そういった制度を導入しているところの検討をしてきた経緯がありませんよね。

ですから、ぜひこの機会にそういった制度があるということを再認識していただいて、検討研究していただくということをぜひ進めていただけないか。その時点で、比較検討した結果、やはり西小は統合にふさわしいんだということが、地域の住民と一緒に理解されれば、よりよい方向への統合につながっていくのかなというふうに思います。その点について、教育長はいかがにお考えなのかお伺いします。

○議長（塚田秀知君） 教育長。

○教育長（小川浩子君） 今のご質問なんですけれども、私もあちこち実際行ってまいりました。

特認校というのはやはりこの特色ある地域ということで、美しい村という、おっしゃってくださったんですけれども、那珂川町は町全体が美しい町なんです、自然豊かで。特別小砂地区だけが何かというと、美しい村の認定を受けた経緯を調べましたところ、菊炭とそれと焼き物ですね、あの辺にある。それで受けたという経緯を聞いたんですね。そうすると、私一番考えるのは、何を一番に大切に考えるかと、地域に学校を残したいために子供を集めるのか、子供のためにどうする、残すの、子供のためにどうなのかというそこがちょっと二つ、どっちを大切にするかと。私はやっぱり教育ですから、子供の発育発達というのを考えましたときに、メリットというのものもあるわけですね、小さい学校の、そこもよく見ていく。こんなに国際化とかいろいろ言われている時代に小さな学校で優しく育てられるのもいいんです。

でも、ときにやっぱり大勢の中で、いろんな人の考えや見方、そういうものを学びながら、教員も多いですから、そういう方の意見など、それから、そういう方の学びを得ながら自立していくことが今、子供たちが何か誰かに何かやってもらうような、自分で考え、今、確かな学力と言われてはいますが、そういう学力と自分で考えて行動するという自立というのが薄いんですね、今の子供たちは。そうすると、大勢の中で守られながら、自分は何をなすべきかということを考えながら育ていく、自立した子供を育てるということで、私は相対的に見てね、いろんな文献も私も読ませていただきました。それは、特認校した地域もありますけれども、消滅した学校もあるんですね、取り入れても。

それから私もちょっと高根沢のほうも行ってきました。そこはそんなに多く出ていないんですね。数は同じようなんですね。伺いましたところ、そこが特認校にしたためにこちらの学校に行くべき子供がこっちへ来てしまった、ということで、それはその子は、原則、これは保護者の責任をもって選ぶわけですから、そうすると、もちろん交通機関がないので、その子はタクシーで登下校しているというんですね。それを見ている子供たちが余りいい感じはしないという、そういう現実も伺ってまいりました。

それから、那須に行かれたということですがけれども、地理的に見て大きい学校があるんですね。だから、弊害はないわけです、大きい学校から多少こちらに来て。例えば、那珂川町ですと、特認校にすると、一番身近にある馬頭小学校から行くだろうと。馬頭小学校は複式になってしまうかもしれない、極端に言いますと。それから、東は今のところ、複式はありません。小川小も本当に一クラスというところもあるし、どんどん減っていますので、もしかして、行くか行かないかわかりません、これは保護者が選ぶものなので。そうすると、たったこれだけの学校しかない中で、ある学校はふえるという十人もふえていないんですね、一桁なんですね。それだけの数がこちらから行くということになると大きくこの小さな町の学校にいろんなものがしわ寄せが来るというマイナスの部分も考え合わせながら、それから、美しい村ということは子供はそこに住んでいるわけですから、学校は馬頭小に例えば、行ったとしても、美しい村に住んでいることには変わらない。それから、その特認校ですと、地域の支えがないとやっていけないとか、大変なんですね、地域住民の覚悟が必要なんですね。例えば、今まで地域の子供がいたところに他の学区から子供が来るということ、その子供のことも支えていかなければならないということも考え合わせますと、地域の方がそれだけ覚悟があるかということも課題だと思うんですね。

いろいろ私も特認校については、いろんなところを調べたり、それから文献も読ませていただきました。そうすると、今のところ、急いで特認校というような那珂川町では状況ではないのかなという判断をしております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） その特認校を選択しないのはどうしてかという理由を教育長が幾つか述べていただきましたけれども、地域のためなのか、子供のためなのかと言ったら、もちろん子供のためですよね。子供のために何ができるかという視点で教育委員会がとった手法が

小規模特認校だったという例を幾つか私も見てきたんですけれども、前、那須塩原市に行ったんですね。那須塩原市も那珂川町と同じように加速化は同じようにしていますよね。大規模な合併がありましたので、その合併による統合というのは進んでおります。

ただ、その統合するに当たっても統合する何年かの間を小規模特認校として認定をして、その間に努力をする、そして、ある一定の水準規模を出せなかった時点でどうするかということを中心に考えていくという、2段階踏んでいるんですよね。いきなり統合ではなかったんですね。この西小もそういった方針に出さされて、いきなりですよね、那珂川町全部そうなんですけれども、小川小、南小に至ってもそういった方針を出されて、地域からさまざまな声が上がって統合に至りましたが、その統合に至るまでの住民段階というのが、やはり本当に子供のよりよい環境づくりのために地域も教育委員会も努力してきたという経緯があるというのを知りました。その部分で町はもう少し努力が足りなかったのかなというふうに率直に感じてきました。私自身もその教育民生常任委員会に所属していながら、そういった事例をなかなかきちんとわかってこなかったという反省点というのはすごくあるんですが、今からでも全然遅くはないというふうに思っているんですね。西小に限らず馬頭東小の問題もあります。そして、小川小・中学校の問題もあります。那須塩原市では塩原小・中学校を小中一貫校として運用しているわけですが、今のことしから始まっている義務教育学校というのとはまた違った形でやっています。

ですから、那珂川町の本当に今1年間で100名も生まれていないような状況で、これから本当に5年先、6年先どうするのかという状況があるわけなんですよね。そういったときに今一度、学校再編の取り組み方を一から見直してみようという考え方が必要ではないのかということで、お伺いしているわけなんですけど、そのまず小規模特認校のデメリットも、確かにメリットもあります。

ただ、いろいろ調べると、宇大の国際学部の星野純子さんの文献なんかもネットを見るとね、出ているので、教育長もごらんになっているかもしれないんですけども、ストレス状態の分析では小規模校の小・中学校のほうが児童生徒の人間関係はほとんど変化がないために本当はストレスが密着して高いんじゃないじゃというふうな推察をしていたんですけども、調査結果の中ではストレス要因が少なく、要するに、サポート体制が整っているためにそういったストレスによる症状の出現が少ないということが明らかになっていると、そういった調査結果もあるんですね。専攻研究では小規模校の環境は児童生徒と教員にとって、良好な環境であると保証されているという評価もあります。ですから、さまざまなんですよね。

悪いデメリット面だけを取り上げて言い出すと、当然どうこうというふうになります。

ただ、いい面もたくさんあるということを考えて、そういった特認校という選択も一つの選択肢ではないのかなというふうに考えています。

その横林小と大貫小というのを実際に行きまして見てきたわけなんです、横林小の教頭先生がおっしゃるには幸せな学校生活、我が校の小学生は幸せな学校生活を送っていると胸を張っておっしゃられていました。そういった言葉が出るような教育環境というのは本当にすばらしいなというふうに思っています。

教育長のお話の中で、地域の覚悟がないとだめだというふうなおっしゃられ方ももちろんしました。地域の覚悟というよりも地域としては学校をつぶしたくない、本当に学校は残ってほしいというのはあると思うんですね。そういう中で、じゃ、地域は何が学校に対してできるんですかという問いかけがないままに、統合とばかりに方針を示されると、地域はやっぱり分散していく、協働のまちづくりと反対の方向に行ってしまうんじゃないかと、そういった危機感を考えます。

こういった小規模特認校制度という話が西小の保護者の話し合いの中からも出ている経緯があります。決して、私、自分で考えて自分で言っているのではなくて、地域の保護者の方々のお話を聞いて、一緒に調査に行ったということがあるんですね。だから、地域の声が代弁しているという部分もあるんですけども、そういったメリットを考えているということも必要だということから、地域の自主性、そして、自治意識、協働のまちづくりという観点からも小規模特認校、新たな学校規模の再編の形を一から考え直すということをちょっと協働のまちづくりの観点から町長にお伺いしたいと思いますが、いかがお考えになるでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 今、益子議員が小砂の方の住民の代表、保護者の代表として発言しているというお話でございます。

町といたしましても従前から馬頭地区の小学校の統廃合計画、これがありまして、これにのっとって行なっております。議員ご指摘のようにおこなっている、こういう部分もございません。

しかしながら、私どもは先ほども教育長の答弁の中でおっしゃいましたが、この学校の存続、地域の住民のために地域の活性化のために学校があるのか、子供の教育のために学校があるのか、子供の教育でも、大規模校、小規模校、当然メリット、デメリットあるかと思

います。それを考えていきますと、どちらかの選択をしなければいけない、そういう中で、那珂川町としましては、統廃合の計画にのっとり、西小学校を馬頭小学校に統合するという結論を見たわけでございますし、議員の皆様にもご理解をいただいている、このように考えております。

今の時点で、また、新たに地域の住民の方々とお話をして考える気はないかとそのようなご質問でございます。私どもは子供の教育、メリット、大規模校と言いましても、那珂川町も小学校、中学校、これどの学校も大規模校とは言えません。どの学校も全部小規模特認校になり得る学校、こういう規模でしかないんです。そのような中でここだけを残し、そういう議論ではなくて、馬頭小学校に来て、ちゃんと地域の特性を活かした教育はできる、このように思っております。

例えばですが、学校教育の中で農業体験とかがあれば、そういう体験を学校の周辺に行つてやるとか、スクールバスも充実されておりますので、そういうのも可能で地域と一体となった教育ができる、このように考えておりますので、現在の段階で小規模特認校、これ考えるつもりはございません。

○議長（塚田秀知君） 益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 町長の考え方は今聞きましたけれども、要するに那珂川町全体が小規模特認校といっても過言じゃないくらいになっていくという状況にあつて、じゃ、学校のあり方をどう考えるのかということをお聞きしたい。今回の西小のことをきっかけにしっかり考えていかなくてはならないのではないのですかという提言をさせていただいているんですね。小川小・中学校も少なくなってきましたよね。そういった小川小・中学校を一貫教育としていくのかとか、そういった方法もあるんじゃないのかとか、いろんな考え方があつて、そして子供たちを第一に考えていく、子供たちの学力向上、そして、コミュニケーション能力の向上、さまざまな体験を通して、自立できる学びやとしての学校を、学校制度はどういったものであるのかということをお聞きしたい。これをきっかけにしっかり検討していただきたいというふうに申し上げました。

なかなか一旦決まっている統合問題というのはひっくり返すというのは難しいことだということも重々承知しながら、こういった形もあるんですよというふうに提言させていただいておりますので、これからの学校のあり方について、当然、少子化になって、皆小規模特認校になってしまうような状況にありますから、そういった再編計画というのかしっかりとし

た配置計画を立てていただけるように要望したいと思います。

それとともに、ちょっとこれは余談なんです、那須塩原市は全校34名だったかな、ALTを1億2,000万円という規模の予算をかけて人員を配置しています。そういったことを目の当たりに見てくると、教育の格差というのが本当に自治体間で決まってしまうんだということがあって、那珂川町は那珂川町のよさを発揮できるような教育をしていただければと改めて思いましたので、その点について要望して終わりたいと思います。

それから、最後に公共施設の管理運営基本計画の策定でございますが、課長の答弁では今年度中に計画を策定すると、これは私が質問したからではなくて、もうそういう計画になっていたということでもよろしいんですね。そうであれば結構なことなんです、どういった今年度中の計画の策定の手順というんですか、日程というのはあると思うんです、計画というのがあると思うんですが、教えていただければと思います。今まで全然、議会に説明がなかったもので、知らなかったもので教えていただきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 関連性の中ではちょっとご説明させていただいたかと思うんですが、平成27年度繰越明許費として町の固定資産台帳というのをつくることに現在しております。目的としては、公会計ですね、見直し等も含めた上での町の固定資産の状況をどう把握しているかという中で、その固定資産台帳の整備という形を約700万円程度かけて実施するというお話を進めていたと思うんです。その中の1つとして、その後、公共施設等の総合管理計画というのが引き続き策定という形になってくるものとして、ご説明まではいかなかったと思うんですが、ご報告をさせていただいたかと思っています。

これは、国の総務省の考え方で、全市町、全自治体、このような形で固定資産台帳の整備、それから、公共施設の管理計画をつくっていただきますよという話になっているわけでございます。

この計画期間につきましては、おおむね10年程度を見据えた中でつくってくださいということで、先ほど町長から答弁申し上げましたとおり、今後の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行なって、財政負担の軽減と平準化を図ってくださいよと。当然、公共施設の有効利用という面からも計画が必要になってくるかと思えます。

この公共施設の管理計画、一応今年度中に策定を予定しておりますが、もしかすると、その流れによっては来年度までの繰り越しになってしまう可能性もあります。というのは全施設という形になります。これは固定資産台帳は町道も含めておりますので、その中からの施

設をピックアップ、当然町道についてもある程度考えていくということになってきますので、全部の施設に対する公共施設の総合管理計画というものを策定してまいります。

公共施設の管理計画につきましては、今の固定資産台帳の整備というものをやっておりますので、おおむね今後のスケジュールとしては6月中をめどにこちらの計画のスケジュールを立てていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 今年度中に策定して下さるとのことなので、予防保全による長寿命化を図り、官民連携などで維持更新の抑制を図るなどさまざまな利点ができるようなすばらしい計画にしていきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さんの質問が終わりました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（塚田秀知君） 以上で、本日の議事日程は全て終了をしました。

本日はこれにて散会といたします。

ご起立願います。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 零時29分